

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

☞ 役員だけの慰安旅行費用

Q：当社では、このたび決算が終わった後に役員だけで1泊の慰安旅行をしました。

この旅行に要した費用について、福利厚生費とすることはできないでしょうか。

A：役員だけを対象にした旅行ですので、福利厚生費とすることはできません。

【解説】

福利厚生費として取り扱われる費用とは、おおむね全従業員を対象とする、いわゆる全社的な行事等に対して支出される費用です。

ご質問の場合は、役員だけを対象にして行う旅行ですので、福利厚生費には該当せず、交際費又は給与として処理することになります。

この場合交際費になるのは、その慰安旅行が業務の遂行上必要なものと認められる場合ということになります。会社の業務遂行上の必要から得意先等に同伴して旅行するような場合は交際費に該当するとしても、役員だけで旅行するような場合で、業務の遂行上必要なものとして行われる事例は少なく、一般的にはその役員に対する給与として取り扱われることになるでしょう。

役員給与となりますと、賞与として損金不算入になるほか、所得税の源泉徴収も必要になります。

